

社保審一医療保険部会	資料2
第5回 (H16.2.9)	

国保の再編・統合について

市町村国保の再編・統合の考え方

市町村国保の再編・統合の考え方

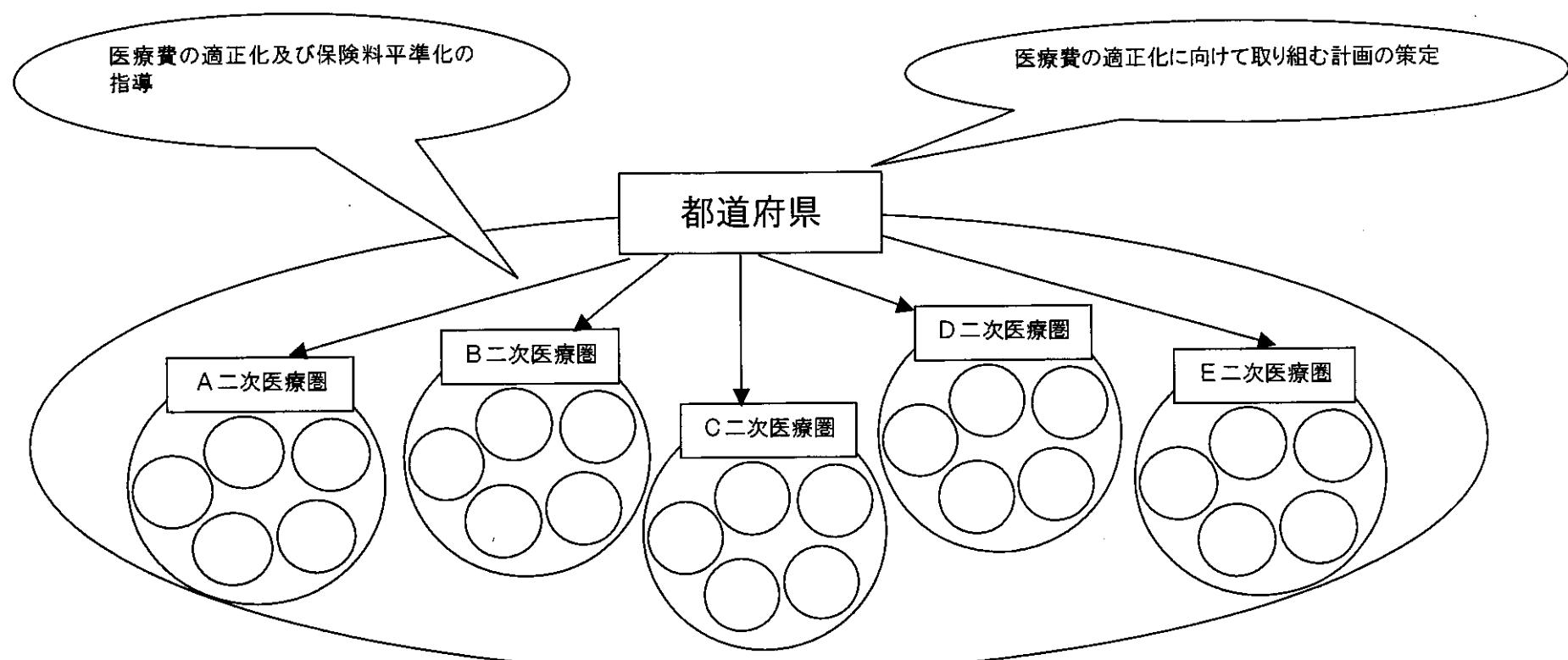
医療保険制度については、以下の理由により、保険者の再編・統合を進めて、都道府県単位を軸とした保険運営を目指すべきではないか。

- ① 保険者として安定的な運営ができる規模が必要であること。
- ② 各都道府県において医療計画が策定されていること。
- ③ 医療サービスはおおむね都道府県の中で提供されている実態があること。
- ④ 上記を踏まえ、都道府県単位で医療計画、介護保険事業支援計画及び健康増進計画との整合性を図りつつ、地域の実情に応じて質の高い効率的な医療を提供できるような取組を推進し、医療費の適正化に取り組む必要があること。



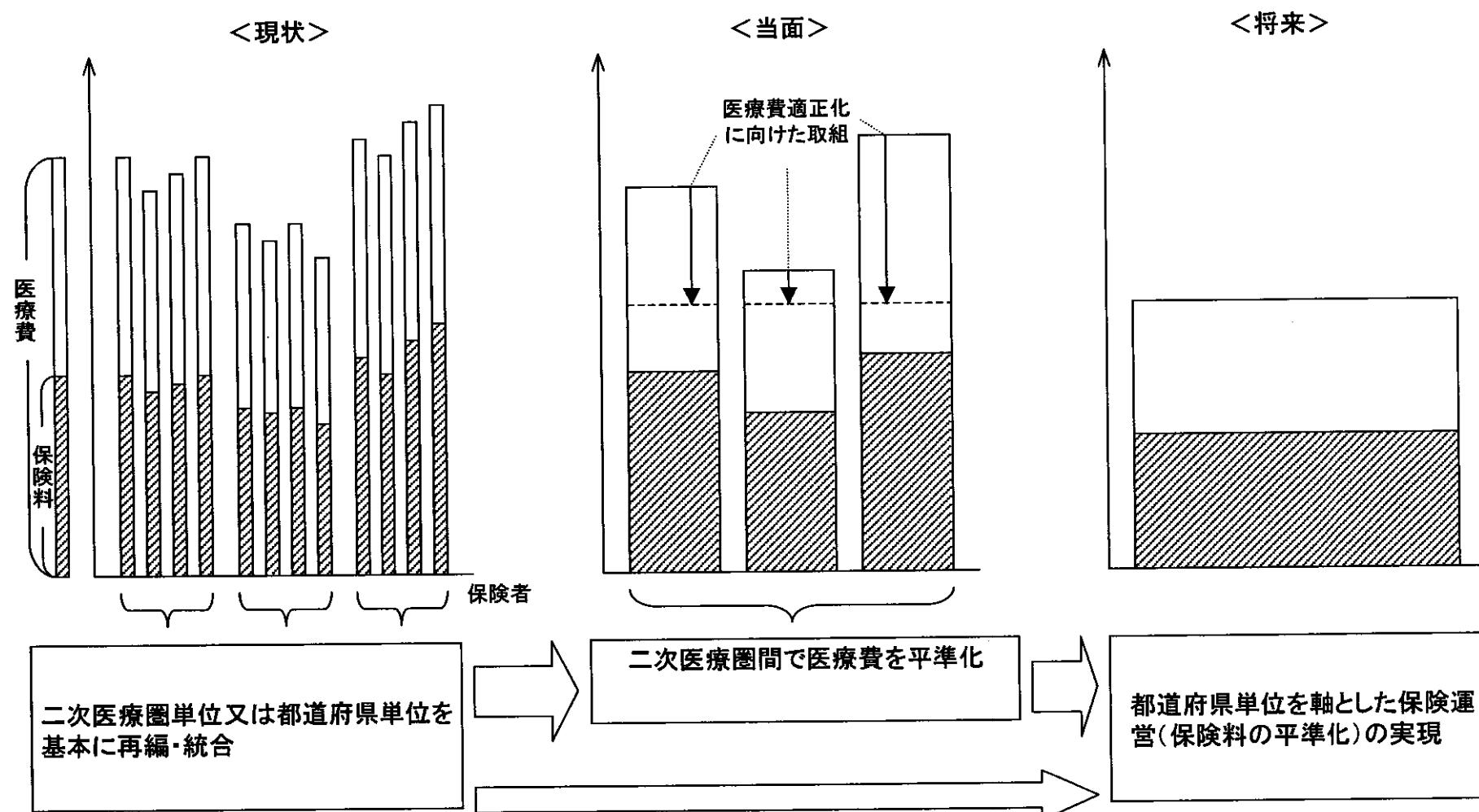
- 1 市町村国保の再編統合を進めるに当たっては、財政調整交付金の配分方法の見直し等により、「医療費（年齢構成の差を勘案後）の水準が同程度である保険者の場合には保険料も同じにする」（保険料の平準化）との基本的な考え方によるべきではないか。
- 2 現状では、都道府県によって市町村間の医療費の格差の状況が異なることを踏まえ、当面は、以下の理由により、二次医療圏の区域を基本に再編・統合を行い、医療費の適正化及び保険料の平準化を進めてはどうか。
 - ① 二次医療圏は医療に関する通常の需要がその中でほぼ充足されるような区域であることから、医療費水準の平準化がしやすいこと。
 - ② 実際に二次医療圏単位での市町村ごとの医療費水準の格差は、離島等一部の地域を除けば大きくないこと。
- 3 都道府県内の二次医療圏間の医療費格差が大きくなく、保険料の平準化も比較的容易である等の状況にある場合には、都道府県を単位に再編・統合を行い、医療費の適正化及び保険料の平準化を進めてはどうか。

- その際、市町村保険者を指導する立場にある都道府県は、都道府県内及び各二次医療圏内における医療費の適正化及び保険料の平準化の実現に向けて一定の役割を果たす必要があるのではないか。
- 都道府県が医療費の適正化及び保険料の平準化の指導に取り組む際の財政、権限の位置付け等について検討する必要があるのではないか。



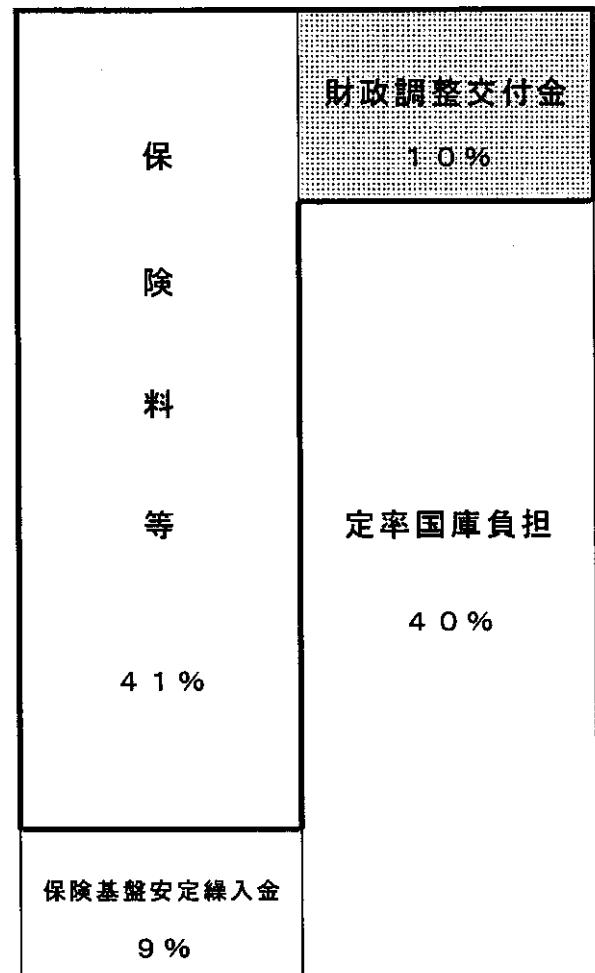
基本的な考え方

- ①医療費水準(保険料)の平準化に応じた再編・統合
- ②都道府県単位の医療費適正化の推進



市町村国保の財政調整交付金の概要

市町村国保の負担の概念図（全国ベース（平成15年度））



普通調整交付金（概ね8%分）

- 市町村の国民健康保険財政の収入及び支出をそれぞれ一定の方法により算定し、収入額が不足する市町村に対し、その不足額を衡平に埋めることを目的に交付。

「調整対象需要額」—「調整対象収入額」の差額分を交付

↑
左図の
□
の部分

↑
当該市町村の医療費
水準、所得水準に応
じて算定した理論値
の保険料収入

・当該市町村の保険給付費
実績を元に算定した額

特別調整交付金（概ね2%分）

- 画一的な測定方法によっては措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付する。

- ・災害による保険料減免
- ・災害による一部負担金減免
- ・流行病・災害原因疾病多額
- ・地域的特殊疾病多額
- ・原爆被爆者医療費多額
- ・療養担当手当
- ・特別療養給付
- ・へき地直営診療所運営費多額
- ・結核・精神疾病多額
- ・その他特別事情

※ 財政調整交付金予算額 7,573億円

国保組合について

健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条 第2項の規定に基づく基本方針（抄）

（平成15年 3月28日
閣議決定）

国保組合については、市町村国保の補完的役割を果たしているが、職域保険と地域保険という観点から、その在り方について検討するとともに、小規模・財政窮屈組合の再編・統合に資するよう、規制緩和を進める。

また、市町村国保との財政力の均衡を図る観点から、国庫助成の在り方について見直しを行う。

国民健康保険組合の概況

(1) 性格

国民健康保険組合（以下「国保組合」という。）は、一定の職域を対象に国保事業を経営することが認められた保険者であり、国保法上の公法人である。

(2) 設立認可

都道府県知事が認可

(3) 国保組合の状況

① 組合数及び被保険者数（各年度末現在）

年 度	8	9	10	11	12	13	14
組合数	166	166	166	166	166	166	166
被保険者数(人)	4,666,220	4,519,476	4,430,860	4,339,542	4,253,937	4,182,999	4,105,866

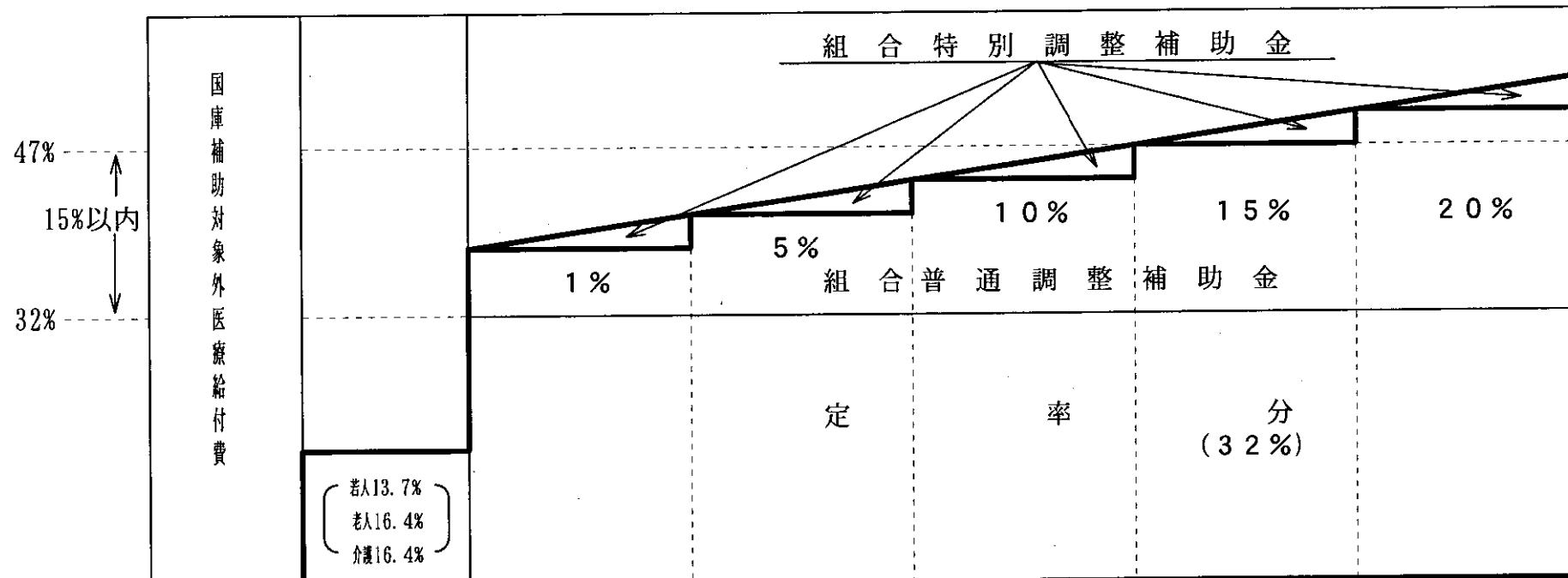
② 組合類型別組合数及び被保険者数（平成14年度末）

類 型	一般業種	三 師	建 設	計
組合数	41	92	33	166
被保険者数(人)	1,170,747	682,820	2,252,299	4,105,866

(注) 一般業種とは、食品、理容、弁護士、税理士等である。

三師とは、医師、歯科医師、薬剤師である。

国保組合に対する国庫補助の仕組み



事業所の組合員・家族	事業所の組合員・家族	1%組合 (80組合)	5%組合 (10組合)	10%組合 (22組合)	15%組合 (25組合)	20%組合 (28組合)
300人以上	300人未満	医師 歯科医師 薬剤師 その他	薬剤師 その他	薬剤師 その他	建設業 その他	建設業 その他
事業所の組合員・家族	事業所の組合員・家族	47 27 3 3	6 4	9 13	13 12	20 8
全 国 土 木						

- 組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金については、国保組合全体の給付費の15%以内で交付。
- 平成9年9月1日から健康保険の適用除外承認を受けて、新規に国保組合に加入するもの及びその家族に対する補助率は政管健保並み（若人13.7%，老人16.4%，介護16.4%）となっている。
- 全国土木建築国保組合においては、平成9年9月1日前から加入している被保険者については、事業所の規模にかかわらず本人に対する補助率は0%、家族に対する補助率は32%である。

国保組合に対する国庫補助額の推移について

(単位:億円)

平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
2,893	2,981	2,807	2,938	3,018	3,057	3,044	3,072	3,129

(参考)市町村国保に対する国庫補助額の推移

(単位:億円)

平成7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
24,775	25,625	26,754	27,278	27,306	29,022	31,495	33,513	34,955

資料: 保険局国民健康保険課調。額は当初予算額。